

東根市建設工事請負契約約款の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第36条 受注者は、請負代金額が1件<u>200万円</u>を超える工事については、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2~10 《略》</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、第36条第1項の規定による請求により払出しを受けた前払金の額の100分の25以内の前払金については、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができる。</u></p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第36条 受注者は、請負代金額が1件<u>130万円</u>を超える工事については、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2~10 《略》</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>